

岩手県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ホソタにこにこ薬局	久慈市十八日町一丁目15番地	平成29年8月7日
あかまつ薬局	二戸市石切所字森合79番地1	平成29年8月1日
イオン薬局前沢店	奥州市前沢区向田二丁目85番地	平成29年7月1日
訪問看護ステーションりはびり学校いわて	滝沢市牧野林1048番地7	平成29年7月10日